

大和郡山市立
図書館システム更新事業
提案書募集要項

大和郡山市立図書館
令和6年4月

1. 事業概要

(1) 事業名

大和郡山市立図書館システム更新事業

(2) 事業内容

現在運用しているクラウド方式による図書館システムの更新期限を迎えるにあたり、機能・操作性に優れたクラウド方式の基本仕様書とシステム要件書による図書館システムの構築及び導入を行うものである。

(3) 履行場所

大和郡山市立図書館、南部公民館図書室

(4) 履行期間

ア システム導入・運用環境構築・準備、研修、サポート等

契約締結日から令和6年9月30日まで

イ システム賃貸借期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年間(60か月)とする。

ウ システム運用保守期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年間(60か月)とする。

(5) 提案見積上限額 35,147,000 円

(60ヶ月：令和6年10月1日から令和11年9月30日)

※提案見積上限額を超える場合は参加できません。

※この金額は、当該システムにかかる賃貸借費用及び運用保守費用等の総額(60ヶ月分)とし、消費税及び地方消費税の額を含む金額とする。また、上記金額は提案する際の上限額で契約時の予定価格ではない。なお、消費税額は10%で算出している。

※見積書様式については、別紙基本仕様書5の見積書作成における注意事項を参照すること。

(6) 支払条件

支払予定総額を60ヶ月分に分け、月払いで支払う。

(7) 業者選定方式

公募型プロポーザル方式

2. 参加資格要件

当該プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定する更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。また、民事再生法に規定する（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定または再生計画認可の決定が、参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、または実質的経営に関与している法人等でないこと。
- (4) 令和 6・7 年度物品購入・委託業務等に係る業者登録名簿に登録されていること
- (5) 大和郡山市指名停止処分を受けていないこと、または指名停止の措置期間中でないこと。
- (6) 過去に導入した公共図書館システム（本市に提案するものと同一パッケージ）の導入実績が 3 自治体以上あること。
- (7) 過去に複数館での運営で、蔵書 30 万点以上、インターネット蔵書予約サービスを持つ自治体へ公共図書館システム（本市に提案するものと同一パッケージ）を導入し、履行した実績（現在も稼働中のものに限る）を有すること。
- (8) 近畿圏での導入実績及びサポート実績（本市に提案するものと同一パッケージ）が複数あること
- (9) 奈良県内図書館蔵書横断検索への参加実績を有すること。
- (10) プライバシーマーク又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けていること。
- (11) 納付すべき国税及び地方税を滞納していないこと。

3. 手続き及びスケジュール

(1) 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間または期日
①プロポーザル実施の公表	令和 6 年 4 月 1 2 日(金)
②参加申込書等提出期限	令和 6 年 4 月 1 8 日(木) 午後 5 時まで
③質問提出期限	令和 6 年 4 月 2 2 日(月) 午後 5 時まで
④質問回答予定	令和 6 年 4 月 2 6 日(金)
⑤企画提案書等提出期限	令和 6 年 5 月 1 3 日(月) 午後 5 時まで
⑥選定委員会審査 プレゼンテーション	令和 6 年 5 月 2 3 日(木) 午後
⑦審査結果通知（予定）	令和 6 年 5 月 2 7 日(月)

※スケジュールについては、事務上の都合により変更する場合があります。

(2) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

なお、参加申込書を提出していない事業者は、本プロポーザルに参加できない。

ア 提出書類（※提出された書類は返却しない。）

- ・様式2 「参加申込書」
- ・様式3 「会社概要書」 ※会社概要パンフレットを添付すること。
- ・様式4 「暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書」
- ・導入するシステムの概要が分かる書類（パンフレット等）
- ・任意様式 「図書館システム稼働実績表」
- ・プライバシーマークまたは ISMS 認証を有する証明（写し）

イ 提出方法

- ・下記提出先へ持参または郵送にて提出すること。

ウ 提出期限

- ・令和6年4月18日（木）午後5時まで（郵送の場合、同日必着）

エ 提出先

- ・〒639-1160 奈良県大和郡山市北郡山町 211-3
大和郡山市立図書館

(4) 質問の受付

質問は、様式1「質問書」により令和6年4月22日（月）午後5時までに下記へメールでのみ行うこと。

大和郡山市立図書館 tosyokann@city.yamatokoriyama.lg.jp

(5) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次のとおり提出すること。

ア 提出書類

- ・任意様式 「企画提案書」
- ・任意様式 「見積書」
※「①クラウド利用料、②機器賃貸借料、③保守料」が分かるように記載すること。また、積算根拠となる明細も添付すること。
- ・様式5 「賃貸借に係る対象会社届」 ※必要な場合のみ提出
- ・「図書館システム機能要件書」回答

イ 提出部数及び製本方法

- ・「企画提案書」は代表者印を押印した正本1部と副本7部をバインダーで綴じて提出すること。A4 両面 60 ページ以内とし、ページ番号を付けること。
- ・A3は2枚とカウントする。
- ・「見積書」1部
- ・「大和郡山市立図書館システム機能要件書」

※回答はデータと書類で提出すること。

ウ 提出方法

・下記提出先へ持参または郵送にて提出すること。

エ 提出期限

・令和6年5月13日(月)午後5時まで。(郵送の場合、同日必着)

オ 提出先

・〒639-1160 奈良県大和郡山市北郡山町 211-3

大和郡山市立図書館 tosyokann@city.yamatokoriyama.lg.jp

4 企画提案書作成要領

「図書館システム更新事業基本仕様書」「図書館システム機能要件書」に業務の内容を整理しているので、留意の上、下記の項目について記載するものとする。

ア 基本的な考え方

イ システム構成・性能

ウ システム機能

エ 利用者への利便性の向上

オ セキュリティシステム

カ 構築体制

キ 保守運用体制

ク データ移行(スケジュールを含む)

ケ 使用期間満了時及び満了後の取り扱い

コ 大和郡山市立図書館にとって有益と思われる将来提案

5 評価の手続き及び優先交渉権者の選定方法

(1) 下記のようにプレゼンテーションを実施し、選定委員会において評価を行う。

「企画提案書評価」と「機能要件書評価」と「価格評価」の合計点が最上位である者を優先交渉権者とし、次に高いものを次点者として選定する。

(2) プレゼンテーション実施方法

①プレゼンテーションの開催時間および場所については、別途参加者に通知する。

②プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出のあった順番とする。

③提案者は、自らの提案内容の説明を行う。持ち時間は、プレゼンテーション20分、質疑応答15分の合計35分とし、持ち時間を経過した場合は直ちに終了する。但し、質疑応答については、持ち時間を延長する場合がある。

④提案者の参加人数は3名以内とする。

⑤プレゼンテーションに際し、必要な機器(プロジェクターとスクリーン)は事務局で用意するが、その他の機器(パソコン等)は参加者側で用意すること。

⑥プレゼンテーションの際に使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加の

資料の配布は認めない。

(3) 点数配分

点数は企画提案書評価（900点）と機能要件書評価（300点）と価格評価（300点）の合計1,500点満点とし、配点は以下のとおりとする。

	評価項目	評価の視点	配点
1. 企画提案書評価			900
1	基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・提案業者の会社概要 ・提案業者の図書館システムの取り組みについて ・大和郡山市の総合計画等の施策に対して具体的な対応について ・奈良県内の導入実績 	60
2	システム構成・性能	<ul style="list-style-type: none"> ・ハードウェア関連する提案内容について 	90
3	システム機能	<ul style="list-style-type: none"> ・提案する図書館のトータルシステム構成について ・職員への便利機能について 	90
4	利用者への利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への便利機能について 	90
5	セキュリティシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・図書管理システムのセキュリティ対策、データセンターのサービス要件・セキュリティ対策、脆弱性対策、危機管理体制について また、個人情報保護関連（プライバシーマーク等）の認証取得の有無、個人情報等の社内規定、考え方について 	120
6	構築体制	<ul style="list-style-type: none"> ・構築の人員体制（責任者、経験年数、経歴）について ・プロジェクト計画書・マスタースケジュール等について ・研修方法について 	120
7	保守運用体制	<ul style="list-style-type: none"> ・保守の人員体制（責任者、経験年数、経歴）について ・通常時の運用体制、障害発生時の対応、システムのバージョンアップ、メジャーバージョンアップ等の対応、災害対応など不測の事態に対する考え方、全国事例の展開について 	120
8	データ移行（スケジュールを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・データ移行方法について ・移行スケジュールについて ・データ移行時の役割分担について 	120
9	使用期間満了時及び満了後の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・使用期間満了時及び満了後の取り扱いについて（データ抽出方法、支援方法） 	30
10	大和郡山市立図書館にとって有益と思われる将来提案	<ul style="list-style-type: none"> ・大和郡山市にとって有益な将来提案 	60
2. 機能要件書評価・価格評価			600
1	機能要件書	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館が要求する機能を満たしているか [1]標準対応 (○)・・・5点 [2]代替案で対応可能 (△)・・・3点 [3]カスタマイズ (▲)・・・1点 [4]対応不可 (×)・・・0点 	300
2	価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格が、システムの機能及び提案内容に対して、妥当な価格となっているか。 	300
合計			1,500

(4) 評価方法

ア 企画提案書評価 (900 点)

企画提案書評価は、提出された企画提案書をもとに各評価委員によって評価を行う。企画提案書の作成にあたっては、「4 企画提案書作成要領」の記載内容を留意すること。

イ 機能要件書評価 (300 点)

提出された「図書館システム機能要件書」により、当館が要求する機能を満たしているか確認し採点する。

機能要件書により、獲得した得点を下記の算式で算出した点数を機能点とする。

- [1]標準対応 (○)・・・5 点
- [2]代替案で対応可能 (△)・・・3 点
- [3]カスタマイズ (▲)・・・1 点
- [4]対応不可 (×)・・・0 点

機能点 = 得点 / 満点 × 配点(300) ※小数第 2 位を四捨五入

ウ 価格評価 (300 点)

見積書に関する評価点については、「クラウド利用料」と「機器賃貸借料」と「図書館システム運用保守費用」に係る契約期間中の費用合計の見積価格合計 (税込み) で評価する。

受託希望者の中で最低見積価格を提出した者を満点とし、他事業者の価格点は下記の計算式から算出する。

価格点 = 300 点 × (受託希望者のうちの最低見積価格 / 受託希望者の見積価格)
※小数点第 2 位を四捨五入

(5) 評価点と同点の者が 2 者以上の場合の取り扱い

価格点の高いものを優先交渉権者とする。価格点も同一の場合は、機能点の高いものを優先交渉権者とする。機能点も同一の場合は、くじ引きにより優先交渉権者及び次点者を選定する。

(6) 参加者が 1 社となった場合の取り扱い

参加者が 1 社となった場合でも最低基準点 (満点の 1 / 2 以上) を満たした場合は、当該参加者を優先交渉権者に決定し、その旨を通知する。

(7) 審査結果の通知および公表

審査結果については審査終了後、電子メールおよび書面で通知する。

選定委員会は非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

6 契約に関する基本事項

(1) 契約内容の調整

優先交渉権者と市が業務内容等の調整を行う。なお、特別な事情で契約の締結ができなくなった場合など優先交渉権者と契約に係る調整が整わない場合は、次点者と交渉を行う。

(2) 見積書の提出

優先交渉権者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出する。

(3) 契約の締結

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。

なお、この随意契約については、賃貸借に係る対象会社を含めた三者間契約も締結できるものとする。

7 その他

- ・提出期限後の提出書類の図書館提出及び差し替えによる提案内容の変更は認めない。
また、本要項に定めた以外の資料等は受け付けない。
- ・企画提案書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- ・企画提案書等の作成及び提出、並びに契約書の作成や提出に係る経費は、すべて参加する事業者の負担とする。
- ・本プロポーザルの内容に関わる情報の公開が求められた場合は、「大和郡山市情報公開条例」に基づき処理を行う。
(注：公開により対象事業者に不利益を与えることが明らかなものについては非公開)
- ・契約手続及び業務執行において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限るものとする。
- ・本市は、参加する事業者の企画提案書を本プロポーザル以外の目的で使用しないものとする。
- ・参加する事業者より提出された資料は返却しないものとする。
- ・本プロポーザルへ参加する事業者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報を本プロポーザル以外の目的で使用しないものとする。
- ・本プロポーザルへの参加を途中で辞退する場合には、速やかに辞退理由書（様式任意）を提出すること。

8 担当・連絡先

〒639-1160 奈良県大和郡山市北郡山町 211-3
大和郡山市立図書館 担当：荻田
対応時間 9:00~17:00 (休館日を除く)
電話番号 0743-55-6600
E-mail tosyokann@city.yamatokoriyama.lg.jp